

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	公平委員会	
許 認 可 等 名	職員団体等の規約の認証	
根 拠 法 令	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	
根 拠 条 項	第5条	
連 絡 先	(電話 621-5378)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 規約について認証を受けようとする職員団体等は、申請書及び規約 2 通を公平委員会に提出しなければなりません。</p> <p>2 認証の条件は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 少なくとも次に掲げる事項が規約に記載されていること。</p> <p>ア 名称 イ 目的及び業務 ウ 主たる事務所の所在地 エ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項 オ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項 カ 理事その他の役員に関する事項 キ 業務執行、会議及び投票に関する事項 ク 経費及び会計に関する事項 ケ 規約の変更に関する事項 コ 解散に関する事項</p> <p>(2) 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日（休日を含む）
	（設定しないものについてはその理由）	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準

基準

- かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手續が定められていることをもって足りる。
- (3) 会計報告は、構成員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。
- 3 規約について認証の申請をすることができるのは、徳島市に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体等です。
- 4 規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から3年を経過しないものであるときは、認証は、拒否されます。
- 「職員団体等」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体等のことをいいます。
- 「すべての構成員」とは、役員以外の加入者の全員をいいます。
- 「平等」とは、選挙で投票する構成員の立場がすべて量質ともに等しいことをいいます。
- 「直接」投票には委任投票は含まれず、「秘密」かつ「投票」であることから挙手や起立による賛否の決定は認められません。
- 「全員の過半数」とは、職員団体の構成員全員の過半数、すなわち組合員として在籍する者の過半数で、いわゆる絶対的過半数のことをいいます。